独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社ヨコオ	コード	6800
提出日	2026/6/1	異動（予定）日	2026/6/26
独立役員届出書の提出理由	社外監査役の異動に伴う新任監査役の独立役員指定等		
■ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	戸張　眞	社外取締役	○										△					有
2	姜　秉祐	社外取締役	○													○		有
3	米田　惠美	社外取締役	○													○		有
4	ヘザー　モンゴメリ	社外取締役	○													○		有
5	角田　尚夫	社外監査役	○										△					有
6	山口　さやか	社外監査役	○													○		有
7	清永　敬文	社外監査役	○										○				新任	有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	戸張眞氏が過去に取締役を務めた株式会社日本能率協会コンサルティングと当社グループとの間には、直近3連結会計年度において取引実績はなく、同氏が2009年3月に同社取締役を退任後17年が経過しております。	戸張眞氏は、左記の「該当状況についての説明」に記載のとおり、当社及び当社業務執行者からの明確な独立性を有しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、本年定時株主総会において同氏の選任が可決されることを条件として、引き続き独立役員に指定いたします。
2		姜秉祐氏が勤務する一橋大学と当社グループとの間に取引関係はなく、同氏の独立性に関して記載すべき事実もありません。したがって、同氏は、当社及び当社業務執行者からの明確な独立性を有しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、本年定時株主総会において同氏の選任が可決されることを条件として、引き続き独立役員に指定いたします。
3		米田惠美氏が代表を務める米田公認会計士事務所と当社との間に取引関係はなく、同氏の独立性に関して記載すべき事実もありません。したがって、同氏は、当社及び当社業務執行者からの明確な独立性を有しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、本年定時株主総会において同氏の選任が可決されることを条件として、引き続き独立役員に指定いたします。
4		ヘザーモンゴメリ氏が勤務する国際基督教大学と当社グループとの間に取引関係はなく、同氏の独立性に関して記載すべき事実もありません。したがって、同氏は、当社及び当社業務執行者からの明確な独立性を有しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、本年定時株主総会において同氏の選任が可決されることを条件として、引き続き独立役員に指定いたします。
5	角田尚夫氏が専務取締役を務めた株式会社群馬銀行と当社グループとの間には、当連結会計年度末において、当社の同行からの借入金42億円(うち長期借入金17億円および短期借入金25億円)の取引(借入残高に占める割合：38.8%)があります。また、同行は当社普通株式990,400株(当事業年度末における議決権比率4.1%)を保有しており、当社は同行普通株式620,900株(当事業年度末における議決権比率0.2%)を保有しております。なお、同行との間でコミットメントライン契約(上限29億円)を締結しておりますが、当連結会計年度末における利用残高はありません。同氏が2017年６月27日をもって同行専務取締役を退任されてから本定時株主総会の日まで9年が経過することになります。	角田尚夫氏は、左記の「該当状況についての説明」に記載のとおり、当社及び当社業務執行者からの明確な独立性を有しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、引き続き独立役員に指定いたします。
6		山口さやか氏が代表を務める公認会計士山口さやか事務所と当社との間に取引関係はなく、同氏の独立性に関して記載すべき事実もありません。したがって、同氏は、当社及び当社業務執行者からの明確な独立性を有しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、引き続き独立役員に指定いたします。
7	清永敬文氏がパートナー弁護士であるのぞみ総合法律事務所と当社グループとの間には、直近3連結会計年度において取引実績はありません。	清永敬文氏は、左記の「該当状況についての説明」に記載のとおり、当社及び当社業務執行者からの明確な独立性を有しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定いたします。

4．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。